



平成 30 年 8 月 24 日

豊川市政記者クラブ加盟社 各位

雇用障害者数の算定誤りについて

豊川市では、市が雇用する障害者数の算定内容について、内部調査を実施したところ、算定基礎に含まれていた職員の中に、障害者手帳による確認が行われていないまま、障害者として計上されていた誤りが判明しました。

詳細については、下記のとおりです。

記

1 算定誤りの内容について

精神障害者数の算定基礎としていた職員のうち、統合失調症、そううつ病(そう病及びうつ病を含む)又はてんかんにかかっている者で、症状が安定し、就労が可能な状態となった者 22 人を、精神障害者保健福祉手帳所持者であるかどうかの確認ができていないにもかかわらず、算定基礎に含めていたものです。

2 障害者の雇用率について

今回の誤りを是正した後の市全体の障害者雇用率は、1.38%となり、現行の法定雇用率 2.5%を大きく下回ることとなります。

3 今後の対応

雇用障害者数の算定にあたっては、厚生労働省が示すガイドラインに沿った適切な障害者数の把握に努めるとともに、障害者の職業の安定を図るため、法の趣旨に基づき、引き続き、障害者の雇用確保に努めていきます。

【お問合せ先】

豊川市役所 企画部 人事課 川畑・佐野

TEL:0533-89-2122 Eメール: jinji@city.toyokawa.lg.jp